



厚生労働省
東京労働局発表
平成22年3月26日

| | |
|----|------------------|
| 担当 | 需給調整事業部需給調整事業第二課 |
| | 課長 小山 雅之 |
| | 主任需給調整指導官 吉田 貴則 |
| | 電話 03-3452-1474 |

一般労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

東京労働局（局長：東 明洋）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、一般労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分一般労働者派遣事業主

名 称 高木工業株式会社
代表者の職氏名 代表取締役 高木 茂
事業所の所在地 東京都品川区西五反田7-19-1
許可に関する事項 許可年月日 平成16年4月1日
許可番号 般13-300038

第2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
(改善命令の内容は下記4のとおり)

第3 処分理由

高木工業株式会社は、繰り返し是正指導を受けていたにもかかわらず、複数の事業所において同様の法違反が認められたことから、東京労働局長から全社において契約している全ての労働者派遣の総点検の実施を指導され、これに対し全て点検し是正した旨の報告を行っていたが、さらに以下の法違反が認められたものである。

高木工業株式会社は、

- 1 九州営業所において、福岡県所在の派遣先Aに対し、平成19年6月1日から平成20年9月30日までの間、同県内の博多港のふ頭にある倉庫において、
 - ① 労働者派遣法第26条第1項に違反して、労働者派遣契約に係る書面に、業務の内容及び就業の場所を適正に記載せず、
 - ② 同法第34条第1項に違反して、派遣労働者に対し、業務の内容及び就業の場所を適正に明示

せず、

- ③ 同法第36条に違反して、定められた業務を行わせるために選任したはずの派遣元責任者に、派遣元事業主の責任において当該業務を適正に行わせず、
- ④ 同法第37条第1項に違反して、派遣元管理台帳に記載すべき派遣労働者が従事する業務の内容及び就業の場所を適正に記載せずに、
労働者派遣契約を延べ2回にわたり締結し、労働者派遣事業を行う中で、うち派遣労働者延べ38人日について、派遣先の指揮命令の下、船舶により運送された貨物の搬入や荷さばきの業務に従事させ、もって、同法第4条第1項第1号において禁止している港湾運送業務に係る労働者派遣事業を行ったものであり、また、この同法第4条第1項の違反を上記の総点検の中で把握したにもかかわらず、問題がなかったものとして、東京労働局長に報告を行ったものである。

- 2 厚木営業所において、平成21年8月3日から同年11月30日の間、神奈川県所在の派遣先Bの3の就業の場所に対し、製造業務について、労働者派遣契約を繰り返し延べ6回にわたり締結し、労働者派遣事業を行い、
- ① 労働者派遣法第26条第1項に違反して、労働者派遣契約に係る書面に、派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間を適正に記載せず、
 - ② 同法第34条第1項に違反して、派遣労働者に対し、派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間を適正に明示せず、
 - ③ 同法第36条に違反して、定められた業務を行わせるために選任したはずの派遣元責任者に、派遣元事業主の責任において当該業務を適正に行わせず、
 - ④ 同法第37条第1項に違反して、派遣元管理台帳に記載すべき派遣労働者の派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間を適正に記載しなかった
ものである。

第4 労働者派遣事業改善命令の内容

- 1 高木工業株式会社の全ての事業所において、平成22年2月1日から同年3月26日までに行った全ての労働者派遣及び同期間中に行った全ての業務請負、並びに同月26日において契約締結済みの全ての労働者派遣及び業務請負について、労働者派遣法及び職業安定法に則して行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るために措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。
なお、総点検に当たっては、特に下記違反事項について重点的に点検すること。
- ① 労働者派遣法第4条
 - ② 同法第26条
 - ③ 同法第34条
 - ④ 同法第36条
 - ⑤ 同法第37条
- 2 上記（理由）の事項に係る労働者派遣法違反について、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- 3 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律の規定に違反するがないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

参 考

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律
(労働者派遣法) <抜粋>

第4条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。

- 一 港湾運送業務（港湾労働法（昭和63年法律第40号）第2条第2号に規定する港湾運送の業務及び同条第1号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として政令で定める業務をいう。）

（契約の内容等）

第26条 労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

- 一 派遣労働者が従事する業務の内容
- 二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他労働者派遣に係る派遣労働者の就業（以下「派遣就業」という。）の場所
- 三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
- 四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 六 安全及び衛生に関する事項
- 七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- 九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあっては、当該紹介予定派遣に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

（就業条件等の明示）

第34条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- 一 当該労働者派遣をしようとする旨
- 二 第26条第1項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であって当該派遣労働者に係るもの
- 三 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあっては、当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日

(派遣元責任者)

第36条 派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第6条第一号から第四号までに該当しない者(未成年者を除く。)のうちから派遣元責任者を選任しなければならない。

- 一 第32条、第34条、第35条、前条第2項及び次条に定める事項に関すること。
- 二 当該派遣労働者に対し、必要な助言及び指導を行うこと。
- 三 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に当たること。
- 四 当該派遣労働者等の個人情報の管理に関すること。
- 五 当該派遣労働者の安全及び衛生に関し、当該事業所の労働者の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者及び当該派遣先との連絡調整を行うこと。
- 六 前号に掲げるもののほか、当該派遣先との連絡調整に関すること。

(派遣元管理台帳)

第37条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 派遣先の氏名又は名称
- 二 事業所の所在地その他派遣就業の場所
- 三 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 四 始業及び終業の時刻
- 五 従事する業務の種類
- 六 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 七 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 八 その他厚生労働省令で定める事項

(指導、助言及び勧告)

第48条 厚生労働大臣は、この法律(前章第四節の規定を除く。第49条の3第1項、第50条及び第51条第1項において同じ。)の施行に関し必要があると認めるときは、労働者派遣をす

る事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

(改善命令等)

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関するこの法律その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

高木工業株式会社の事案の概要図

